

平成24年度

上市町給水工事

# 特記仕様書

上市町水道事業

# 給水工事特記仕様書

## (道路占用)

- 1 工事にあたって給水申請書は、道路占用許可申請書作成業務があるので、遅くとも施工15日前に提出し、許可を受けること。

## (給水装置指定材料)

- 2 給水装置材料指定は、配水本・支管より分岐し水道量水器までの間の給水管及び止水栓類を指定するもので、サドル分止水栓は、ナイロンコートであって給水管口径がφ13mmからφ25mmまでは、φDmm×25mmとする。(なお、φDmmは配水管の口径である) 鋼管にあたっては、内外面ポリ粉体ライニング鋼管、ポリエチレン管は水道用2層管、塩化ビニール管は耐衝撃性塩化ビニール管とする。乙止水栓は、ボール式内面テフロン加工品とし、水道量水器の手前の丙止水栓は、ボール式内面テフロン加工品・盗水防止ロック付きとする。量水器筐及び乙止水栓筐は、上市町水道事業者が指示する製品とする。

## (施工安全対策)

- 3 安全対策として、工事施工中は保安設備を完備しなければならない。また、工事中第三者に与えた影響は施工者の負担を要する。

## (着工前写真)

- 4 公道、私道を問わず道路を掘削しようとする施工者は、工事着工前の写真を必ず提出すること。(インスタント写真、デジタルカメラ写真可。ただし着工前に限る。)

なお、工事中の作業工程写真はネガティブフィルムでの撮影、またはデジタルカメラにて撮影された場合でも必ず印画紙現像すること。

## (掘削)

- 5 掘削深度は、次のとおりとする。また、管下には10cmの砂床をすること。

公道・・・管上	1,000mm	(道路管理者の指定で深さの変動有)
私道・・・管上	600mm	
宅地・・・管上	300mm	

## (既設埋設物等)

- 6 地下埋設物については、十分に注意し、破損したときは完全に復旧すること。

## (道路等復旧)

- 7 土砂入れ替えは、県道、町道とも全面入れ替えとし、十分に転圧すること。なお、1年以内に交通に支障をきたす場合は、ただちに施工者で復旧すること。

(洗管)

- 8 工事終了後、通水にあたっては、泥吐き等の洗管を充分に行うこと。

(完了)

- 9 工事竣工後、1週間以内に工事竣工図及び工事施工中写真等を遅滞なく提出すること。

(その他諸手続き)

- 10 道路を使用するときは、警察署の許可を受けること。(申請書2部提出)

(事前協議)

- 11 電話・電力線・ガス管・下水道管が埋設されている道路を掘削するときは、関係者と事前に協議をすること。

(工事の停止)

- 12 上記の事を守らない場合は、水道工事の停止をする。

# 給水工事指針

## 1 穿孔

- (1) 給水申請者の申し込み口径を十分に確認のうえ、確実に穿孔すること。
- (2) 穿孔の際は、配水本・支管種にあった穿孔ドリルを使用すること。

## 2 配水支管より分岐

- (1) 配水支管から給水管を分岐した場合、道路の横断部分においては、配水支管に対して概ね直角としなければならない。
- (2) 分岐する給水管は、小口径はポリエチレン管、大口径は鋼管を使用すること。
- (3) ポリエチレン管を使用の場合は、保護チューブを巻くこと。
- (4) 鋳鉄管及び鋼管から給水管を分岐した場合は、穿孔穴が錆によって閉塞することを防ぐためコアを挿入しなければならない。

## 3 掘削

- (1) 給水工事特記仕様書に明記のとおりとする。

## 4 埋め戻し

- (1) 給水管の下端は、凹凸が生じないように床をならし、給水管は砂で包み、直接固形物が給水管に触れないようにしなければならない。
- (2) 砂を埋め戻し後、砕石を埋め戻す際に0.2m毎にランマー等で突き固めること。
- (3) 公道分は、全面入れ替えをすること。
- (4) 伏越部分には砂等を入れ、凹の生じないようにすること。
- (5) アスファルト舗装やコンクリート等の残土については、産業廃棄物処理をしなければならない。

## 5 筐の設置

- (1) 乙止水栓等は、沈下に対し安定を保つために筐の下部にブロックなどを敷き、筐面はG Lより下げないこと。(機械除雪の道路等はこの限りではない。)

## 6 水道量水器の設置

- (1) 水道量水器の据付は、量水器筐の低盤に接するようにおき、筐の高さはG Lより少し高めにする。
- (2) 量水器筐の廻りをコンクリートする場合は、砂を充分入れコンクリートは厚くしないこと。(修理のことを考えて！)
- (3) 水道量水器の据付の際は、管内を良く洗管し異物が無いことを確認してから取り付けをすること。
- (4) 家屋・構造物に対し、方向や蓋の開閉を配慮して設置すること。
- (5) 水道量水器は、水平に設置しなければならない。

## 7 給水工事

- (1) ポリ管・ビニール管の接合や、鋼管の捻子立、捻子込は施設基準や施工基準にあった方法で行うこと。特に接合部分の漏水等が生じないように十分注意すること。
- (2) 鋼管の直管・継手ともポリ粉体ライニング管を使用し、内面のみのライニング管の場合は防蝕テープ巻すること。
- (3) ステ管は、150mmニップルを使用し、エルボ返しをすること。
- (4) サヤ管は、鉄管で青ペンキ塗装し、サヤ管の両端は、強度・美観のためコンクリートで巻くこと。

## 8 安全施設

- (1) 道路の掘削にあたっては、所定の道路標識及びバリケード等を設置すること。また、道路使用許可書の内容を理解し、交通の障害を最小限に止めるようにすること。
- (2) 水道工事をする場合、道路使用許可書を上市警察署へ2部提出し、施工日は係員と協議すること。

## 9 工事写真

- (1) 工事中の写真は、工事着工前、カッター切断、アスファルト掘り起こし、床均し、砂敷き均し、管布設、砂埋め戻し、碎石埋め戻し、ランマー突き固め、乙止水栓据え付け、乙止水栓筐据え付け、丙止水栓据え付け、量水器筐据え付け、量水器据え付け、架管及び伏せ越し、舗装道路仮復旧、舗装道路本復旧、工事竣工等で工事黒板を添えて写すこと。なお、掘削の深さ、管布設、砂埋め戻し、碎石埋め戻し等は、スタッフを立てること。
- (2) 写真は全戸必ず提出し、特殊な場合を除き縦型にすること。  
なお、道路管理者より工事中写真の提出が義務づけられているので、県道を掘削する施工業者は2部、町道を掘削する施工業者は1部提出すること。

## 10 工事作業

- (1) 作業中は、事故やケガ等に十分に注意し、片側交互通行の際は特に自動車の往来に注意すること。
- (2) 掘削箇所は事前に点検しておき、地下埋設物等を破損しないこと。

## 11 工事完了届

- (1) 配水管からの給水管取り出し位置、乙止水栓の取り付け位置、量水器筐等の取り付け位置を3点より測ること。
- (2) 給水装置の記号及び管布設図は赤実線で書くこと。  
特にポリ管・ビニール管・鋼管等の管種も明確に記入すること。
- (3) 工事完了したときは、工事設計書に使用材料名・材料数・延長等を明確に記入し、1週間以内に上下水道課へ提出すること。

## 12 立面図

- (1) 立面図は平面図と同方向から書くこと。